

平成30年度 認定こども園 聖光幼稚園 園児募集要項

1. 募集人員

年少3歳児 (平成26年4月2日～平成27年4月1日生)・・・63名

年中4歳児 (平成25年4月2日～平成26年4月1日生)・・・若干名

年長5歳児 (平成24年4月2日～平成25年4月1日生)・・・若干名

年少満3歳児 (平成27年4月2日～平成27年11月30日生)・・・若干名

※満3歳の誕生日を迎えた日から入園可。もしくは翌月から入園していただきます。

ただし8月、9月生まれは10月入園となります。

2. 願書配布

日時：平成29年9月1日(金)より配布開始。

平日の午前10時～午後3時。但し、土・日・祝日は休園のため配布できません。

- ◆9月8日(金)に入園説明会がありますので、9月7日(木)までに願書を取りに来て下さい。

3. 入園説明会

一般の方で入園ご希望の方は必ず出席して下さい。願書受付方法や当園の保育方針の説明を行いません。

説明会では『整理券』を発行します。

願書の受付は、この『整理券』をお持ちの方を優先させていただきます。

☆日時・・・平成29年9月8日(金)午後3時45分～4時30分

☆場所・・・当園2階ホール

入園希望のお子様は別室で託児いたします。入園希望児の下のお子様も同じ部屋で託児いたします。

☆持ち物・・・下履きを入れるビニール袋・黒のボールペン・説明会参加証

4. 願書受付

★場所・・・聖光幼稚園

★日程・・・平成29年10月2日(月)

★持ち物・・・①記入済み願書

②一般の方は9月8日(金)説明会時に発行する『整理券』

<納付金は午後の面接後にいただきます>

<3年保育>

◇兄弟関係：午前8時30分～午前8時45分

◇一般の方：午前9時30分

<満3才児入園・1年保育・2年保育>

※満3才児・1年保育・2年保育の入園希望者におきましては抽選を行い、補欠での受付となります。以下の時間に抽選を行いますので、必ず時間までにお越し下さい。

◇兄弟関係：午前8時30分

◇一般の方：午前9時00分

5. 入園面接

☆日時・・・平成29年10月2日(月)正午より午後4時頃まで

各自の面接時間は願書受付の際にお知らせします。入園希望児同伴でお越し下さい。

☆持ち物・・・面接カード(願書受付時にお渡しします)と、次項「入園のための諸経費」

6. 入園のための諸経費

①入園受入準備金 3万円

②入園検定料 3千円

③施設設備費 2万円

④バス通園児のみ、バス申し込み金 1万円

<以上①～④は10月2日午後の面接後にいただきます。>

⑤通園リュックなどの新入用品代約5万円程度(用品の販売日は後日お知らせします。)

★その他の協力費、寄附金などは一切ありません。

★①②の納付金は、入園を取り消しされても返金できませんので、ご了承ください。

7. 入園許可・・・10月2日(月)に下記の①～③が終了したら入園決定といたします

①入園願書受付 ②入園面接完了 ③納付金の完納

8. 入園後の毎月の諸費

	年少児(満3才児)	年中児	年長児
保育料	各市町村の定める保育料に準ずる(次頁参照)		
誕生会費	1,000円	1,000円	1,000円
教材・行事費	3,000円	3,200円	4,000円
教育充実費	1,000円	1,000円	1,000円
給食教育費	5,000円	5,000円	5,000円

①バス通園児はスクールバス維持費として毎月3,000円徴収させていただきます。

②保育料、誕生会費、教材行事費、教育充実費、スクールバス維持費(バス通園児のみ)は年額を12等分したものですので8月分も納付していただきます。

③教材代、絵本代、季節の行事費、ハイキング費用などを教材・行事費として一律に徴収します。

④給食教育費・・・給食代は、食育という観点から給食教育費という名称で徴収させていただきます。(8月を除く)

⑤上記の納付金は銀行口座よりの引き落としとなります。

その他の費用

◎進級に伴う保育用品代、また遠足代や年長児のみの宿泊保育、十三峠ハイキング、雪遊びなどは行事毎に雑費袋で徴収します。

9. ホームクラス（延長保育）のご案内

希望者のみ延長保育でお預かりしています。時間帯は次項「入園後の保育時間」の表を御覧下さい。費用は次の通りです。通園コースによって費用が異なります。

◇（ ）内は1番バスコースの方の金額です。

*通常時の金額・・・1回400円（500円）

*水曜時の金額・・・1回600円（750円）

*短縮時の金額・・・1回800円（1000円）

*早朝預かりの金額・・・30分毎に75円

*特別預かりの金額・・・30分毎に200円

*また、夏休み期間中には、1日預かり保育が20日程度あります。

10. 入園後の保育時間

徒歩通園児	月・火・木・金	水	バス通園児	月・火・木・金	水
特別預かり	7:30～8:00		特別預かり	7:30～8:00	
早朝預かり	8:00より		早朝預かり	8:00より	
登園	9:05～9:15		お迎え時間	8:00～9:40	
降園	14:50	13:30	お送り時間	13:40～15:20	12:20～14:00
ホームクラス	17:30まで		ホームクラス	17:30まで	
特別預かり	17:30～18:30		特別預かり	17:30～18:30	

☆ホームクラス実施時間は保育終了より17時30分までです。特別預かりを利用されますと、7時30分から18時30分までお預かりできます（定員あり）。

☆通園バスは専用バス2台、4コースで送迎しています。朝の1番バスは午前8時に園を出ます。但し、年度によって多少の変更が生じる場合があります。

☆入園後、しばらくの間は短縮保育で給食を食べずに帰っていただきます。

☆当園は完全週休2日制です。毎週土・日曜日はお休みです。

11. 給食につきまして

年間を通して行事の日を除き全給食です。月・火・木・金曜日は米飯給食、水曜日はパン給食です。

12. ホームページのご案内

ホームページ <http://www.seiko.ed.jp> で保育方針や保育内容などが御覧いただけます。

ホームページ <http://www.seikokids.com> では子どもたちの園生活を「SEIKO NOW」として紹介しています。「SEIKO NOW」は毎月更新しています。

13. キンダーカウンセリング

本園の在園児の保護者を対象にカウンセリングを行なっています。お子様のことだけでなく、学校に通っている御兄弟のこと、また保護者御自身の不安や悩みの相談もしていただけます。

時間：50分間

料金：初回無料。その後、継続してカウンセリングを受けられる時は1回500円です。

場所：聖光幼稚園 母の会集会所カウンセリングルーム（場所は相談に応じます）

カウンセラー：学校心理士の有資格者で、教育センターなどで長年の経験を積まれているベテランの先生にお願いしています。

(参考) 認定こども園 聖光幼稚園 現行保育料

八尾市の定める 保育料表 (<http://www.city.yao.osaka.jp/0000029798.html>)

平成 28 年度 保育料表			
その月の初日現在における 在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位 円)	
階層 区分	税額	3~5 歳児	
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0	
B1	市民税非課税世帯 (A 階層を除く)	ひとり親家庭等	0
B2		一般世帯	1,500
C		所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	2,100
D	市民税所得割の額の区分が 次の区分に該当する世帯	77,100 円以下	8,200
E		77,101 円以上 211,200 円以下	14,400
F		211,201 円以上	18,000

※保育料の算定の基となる市民税所得割課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の税額を控除する前の額です。

※修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。

東大阪市の定める 保育料表 (<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002880.html>)

平成29年度利用者負担額表(1号認定)

市階層	定 義	市基準額	
		第1子	第2子
O10	被生活保護世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2A	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
O2B	市町村民税所得割非課税世帯 (O10・O2A階層を除く)	第1子	2,170
		第2子	0
		第3子	0
O3A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	2,170
		第2子	0
		第3子	0
O3B	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	10,220
		第2子	5,110
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

* 上記市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除の適用前の額になります。

* 別途諸経費があります。金額については園に確認してください。